

新小学1年生の就学援助(新入学用品費)のお知らせ

下関市では、経済的理由により就学困難な家庭に対して、下関市立小学校で必要な費用の一部を援助しております。

援助費目のうち、**令和7年度新小学1年生の保護者**に対し、**新入学用品費**の早期支給を実施しますので、内容をご確認のうえ、早期支給をご希望の方は申請してください。

※既に兄弟において令和6年度就学援助の認定を受けている場合であっても、新小学1年生については、申請が必要です。

※新中学1年生(現在6年生)にかかる新入学用品費の早期支給については、令和6年度の就学援助認定者に支給しますので、この申請は必要ありません。

受付期間：12月2日(月)～12月27日(金)(土・日・祝日を除く。)

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付場所：教育センター(幡生新町1-1)

菊川教育支所・豊田教育支所・豊浦教育支所・豊北教育支所

1 援助を受けられる家庭

令和7年4月に下関市立小学校に入学予定者の保護者で、下関市に住所を有し、下記のいずれかに該当する方。**※私立小学校に入学する場合や生活保護世帯は対象外です。**

- ①生活保護を受けていたが、最近停止又は廃止となった方(世帯全員が停止又は廃止)
- ②国民年金の掛金が免除されている方(20歳以上の世帯全員が免除)
- ③国民健康保険料が減免されている方(世帯全員が減免)
- ④児童扶養手当を受給している方(※児童手当ではありません。)
- ⑤生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある方

<⑤で申請する場合の基準となる所得額(生活保護基準の1.3倍未満)の例>

【4人家族(父35歳、母30歳、子5歳、子3歳)の場合】

世帯全員の所得合計額が、284万円程度未満の世帯が対象

※家族構成(人数・年齢)により生活保護基準の額は変わります。

(例)祖父70歳が加われば、313万円程度未満のご家庭が対象

子1歳が加われば、313万円程度未満のご家庭が対象

2 援助金額(新入学用品費)

認定者の**世帯全員(別世帯の同一生計者を含む。)**の**合計所得金額**によって、下の表のとおり5段階に区分し支給します。

区分	所得の範囲	支給額
第1区分	世帯の所得が生活保護基準額の0倍～0.5倍未満	64,300円
第2区分	世帯の所得が生活保護基準額の0.5倍以上～1.0倍未満	57,060円
第3区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.0倍以上～1.1倍未満	45,648円
第4区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.1倍以上～1.2倍未満	37,089円
第5区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.2倍以上～1.3倍未満	28,530円

3 申請について

<p>(1)</p>	<p>申請に必要なもの <u>※写しは提出して いただきます。</u></p>	<p>◆<u>保護者名義の預金通帳</u> (写しは不要) ※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号が必要です。 ※兄弟で就学援助や就学奨励費を支給されている場合は、同じ口座のみご利用可能です。</p> <p>◆<u>世帯全員(別世帯の同一生計者を含む。)の所得を証明する以下のもの</u> <u>※原本と写しを持参してください。</u> (ただし、兄弟の就学援助申請時に添付したものは省略できます。) 【令和6年1月1日の住所が下関市内の方】 令和5年分「源泉徴収票」、「確定申告書(第一表と第二表)」の控え、 令和6年度(令和5年分)「市・県民税申告書」の控え、父母等の税申告済みの「令和6年度(令和5年分)所得課税証明書」(世帯票)のいずれか。 【令和6年1月1日の住所が下関市外の方】 父母等の税申告済みの「令和6年度(令和5年分)所得課税証明書」(世帯票) ※令和6年1月1日の住所地の自治体でしか発行されません。</p> <p>◆P1の①～④に該当する場合は、それらを証明するもの <u>※原本と写しを持参してください。</u> ①生活保護の停止・廃止決定通知書(世帯全員が停止又は廃止) ②国民年金免除通知書(20歳以上の世帯全員が免除) ③国民健康保険料減免通知書(世帯全員が減免) ④児童扶養手当の証書(※児童手当ではありません。)</p>
<p>(2)</p>	<p>注意事項</p>	<p>✓<u>世帯全員(別世帯の同一生計者を含む。)の所得の状況を確認します。</u> ✓<u>前年中に所得のない方も、所得の申告が必要となります。</u> <u>※遺族年金又は障害年金受給者、配偶者控除対象者、無職の方など</u> 【所得の申告場所】 市民税課(下関市役所(南部町)本庁舎西棟2階)又は各総合支所市民生活課(菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所、豊北総合支所) ✓<u>住民票上同一世帯で生計が別の場合、それを証明するものを提出していただきます。(それぞれの光熱水費の請求書等)</u> ✓<u>新入学用品費を今回申請されない場合は、4月にまとめて申請ができます。(その際、世帯の所得金額の認定基準が令和5年分から令和6年分になる点にご注意ください。)</u></p>
<p>(3)</p>	<p>支給時期</p>	<p>令和7年3月下旬</p>
<p>(4)</p>	<p>★お知らせ★</p>	<p><u>新入学用品費以外の援助費目については、あらためて令和7年度就学援助申請(令和7年4月中旬～下旬に受付予定)が必要です。</u> <u>詳細は、入学後に案内します。</u> (就学援助の援助費目は、市ホームページをご確認ください。)</p>

4 お問い合わせ先

下関市教育委員会 教育部 学校教育課 ☎083-231-1570
 菊川教育支所 ☎083-287-4025 豊田教育支所 ☎083-766-2802
 豊浦教育支所 ☎083-772-2117 豊北教育支所 ☎083-782-1943